

## 指定申請書類チェックリスト（（介護予防）居宅療養管理指導）

申請者名： \_\_\_\_\_ 担当者氏名 \_\_\_\_\_

事業所名： \_\_\_\_\_ 連絡先Tel \_\_\_\_\_

※ 申請書類の漏れがないように備考欄をよく読み、各項目について確認欄の事業者の列にチェックを入れ、申請書類とともに提出してください。

No.	項目	新規	更新	確認欄		備考
				事業者	受付	
①	申請書	◎	◎			新規 … 第1号様式 更新 … 第2号様式
②	付表	◎	◎			付表5
③	登記事項証明書（全部事項証明書）	◎	/			※定款等の内容と一致しているか （法人以外の者の開設する病院、診療所又は薬局であるときは不要） 【原本提出の場合】 法務局登記印の原本（発行後3ヵ月以内のもの）を提出 【電子申請届出システムの場合】 登記情報提供システムの照会番号と発行年月日を Word 等のテキスト文書で作成し、当該ファイルをアップロード
④	使用許可証等の写し	○	/			病院 … 使用許可証の写し 診療所 … 使用許可証又は届書の写し 国の開設する病院又は診療所 … 承認書又は通知書の写し 薬局 … 開設許可証の写し （訪問看護ステーションの場合は添付不要）
⑤	事業所の平面図	◎	/			（参考様式1） ※各区分の用途、面積を明示すること ※併設事業所との共用設備がある場合には、色分けにより共用部分を明示すること ・事業所の外観及び内部の様子が分かる写真を添付
6	運営規程	◎	△			①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容 ③営業日及び営業時間 ④指定居宅療養管理指導の種類 ⑤利用料その他の費用の額 ⑥通常の事業の実施地域 ⑦虐待の防止のための措置に関する事項 ⑧その他運営に関する重要事項
7	利用契約書	◎	/			
8	重要事項説明書	◎	/			
⑨	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	◎	△			（参考様式5） ・苦情内容の記録様式を添付 ①利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）及び担当者 ②円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理の体制及び手順 ③その他参考事項
⑩	従業者の雇用契約書等の写し	◎	/			※事業所と雇用関係にあることを証するもの
⑪	従業者の資格証の写し	◎	◎			※原本証明は不要
12	居宅介護サービス費の請求に関する事項	◎	/			・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ・その他必要な添付書類
13	欠格要件に該当しないことを誓約する書面	◎	◎			（参考様式9）

No.	項 目	新規	更新	確認欄		備 考
				事業 者	受 付	
⑭	組織体制図	◎	◎			※事業所内の組織体制 (当該事業以外に実施している事業がある場合は、法人 全体の組織体制) ※従業者名を記載する等により、兼務関係が分かるよう にすること
⑮	個人情報使用についての同意書	◎	/			
⑯	人員基準チェックリスト	/	◎			※必要事項を記入すること
17	手数料(納付書)	◎	◎			<p>【居宅サービス】                      【介護予防サービス】</p> <p>新規 … 20,000円                      新規 … 15,000円</p> <p>更新 … 10,000円                      更新 … 8,000円</p> <p>※指定申請書類提出後、介護保険課から送付された納 付書を指定金融機関等に持参して納付 ※手数料は、サービスによって異なるため、浜松市公式 ホームページを確認すること 浜松市ホームページ&gt;創業・産業・ビジネス&gt;「福祉・ 介護」内の「介護保険事業者及び従業者の皆様へ」&gt;介 護サービス事業者の指定を受けるには&gt;指定申請の手 数料について</p>
18	その他					<ul style="list-style-type: none"> <li>・損害賠償保険証書の写し (病院又は診療所の場合はいずれも添付不要)</li> <li>・社会保険及び労働保険の適用状況の確認について(参 考 様式 16)(更新時は不要)</li> </ul>

## 備 考

## 「No.」欄について

- 番号の欄に○がついているものについては、居宅サービスと介護  
予防サービスを同時に申請する場合、サービス内容が同じ場合は、  
介護予防サービス申請書への添付を省略することができる。
- △ 番号の欄に△がついているものについては、居宅サービスと介護予  
防サービスを同時に申請する場合、共通の様式とすることができる。  
(書類には、両サービスの内容を記載すること。)

## 「新規」、「更新」欄について

- ◎ 必ず添付が必要な書類
- 該当すれば添付が必要な書類
- / 添付を必要としない書類
- △ 既に市に届出ている内容に変更がなければ添付を  
必要としない書類